

島根大学個人情報開示等審査基準

(平成17年3月31日学長決裁)

(平成29年5月29日一部改正)

島根大学（以下「本学」という。）の保有する個人情報の開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったときは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、次のとおり開示、訂正、利用停止を行う。

1 保有個人情報の開示（法第14条関係）

保有個人情報の開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（不開示情報）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示する。

(1) 個人情報（法第14条第1号および第2号関係）

一 開示請求者（法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
(例示)

- ① 診療情報の開示において、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することにより病状の悪化をもたらすと予見される情報
- ② 当該本人に対する児童虐待のおそれがある情報
(児童虐待の場合において、親が法定代理人として虐待の告発等の児童本人に関する情報の開示を請求する場合)
- ③ 当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力のおそれがある情報
(配偶者からの暴力により、被害者や被害者と同居する未成年の子どもに対し、接近禁止命令が発令された場合で、配偶者からの暴力を理由に被害者が転出したことに伴い被害者と同居の子どもが転校し、加害者が子どもの居所を知らない場合に、加害者（当該子どもの親）が法定代理人として子どもの居所等の情報の開示を請求する場合)

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定期個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定期個人を特定できることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定期個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
(例示)

- ① 職員・学生の自宅住所・電話番号等
- ② 人事選考関係資料（氏名、履歴等）
- ③ 健康診断・カウンセリングの記録
- ④ 懲戒処分関係情報（氏名、懲戒内容等）
- ⑤ 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。）、成績、教育・生活相談等の

記録，卒業後の就職先等)

- ⑥ 学部入試・推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料
- ⑦ 学生指導関係文書
- ⑧ 進路指導関係文書（本人アンケート，面接メモ）
- ⑨ 診療諸記録

三 開示請求者以外の個人に関する情報であっても，次の情報は開示する。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報

(例示)

- ① 研究者総覧
- ② 叙勲・褒章受章者名簿
- ③ 一般に販売されている職員録等に掲載されている情報

ロ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報

(例示)

- ① 医薬品の安全性等の研究に携わった研究者の個人情報で，公にすることが必要と認められるもの等

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。），独立行政法人等の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(例示)

- ① 文書に付された総務課長，総務係長等の職名・氏名
* 氏名については，開示しない場合がある。

(2) 法人等情報（法第14条第3号関係）

一 法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報で，次に掲げるもの

イ 開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

(例示)

- ① 「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供されたノウハウ
- ② 工事請負者施工成績一覧

ロ 本学の要請を受けて，開示しないと条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(例示)

企画立案の資料，アンケートの回答等で公にしないとの条件が付されたもの等
ニ 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報は開示する。

(3) 審議検討等情報（法第14条第4号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，次に掲げるもの
イ 開示することにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの

(例示)

- ① 報告，答申等で現在検討・審議中のものの記録
- ② 学部，学科等改組で現在検討中のものの記録
- ③ 人事選考（採用，昇任等）の記録

ロ 開示することにより，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの

(例示)

入試制度改革素案（出題科目変更案等）等
ハ 開示することにより，特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(例示)

- ① キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書など）
- ② 機種選定や仕様策定に係る検討記録

(4) 事務・事業支障情報（法第14条第5号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 開示することにより，国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると学長が認めることにつき相当の理由がある情報

ロ 開示することにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると学長が認めることにつき相当の理由がある情報

(例示)

- ① 麻薬，毒物，劇物等であって毒性，危険性，病原性等の強い物質の受払い，保管に関する情報
 - ② ID，パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報
- ハ 監査，検査，取締り，試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの

(例示)

- ① 学部入試，推薦入試，大学院入試等の出題者名簿

② 入試制度改革関係資料

ニ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，国，独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの

(例示)

① 入札前の予定価格，積算内訳書

② 大学が当事者となっている訴訟に関する資料

ホ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの

(例示)

① 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの，又は不採択のもの等

ヘ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

(例示)

① 人事異動原案

② 人事選考（採用，昇任等）関係資料

③ 勤務評定関係記録

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

2 保有個人情報の訂正（法第29条関係）

保有個人情報の訂正請求があったときは，次の各号に掲げる場合を除き，当該保有個人情報の訂正を行う。

(1) 適切な調査等を行ったにもかかわらず，事実関係が明らかにならず，訂正請求に理由があると認められない場合

(2) 調査の結果，請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明した場合であっても，当該保有個人情報の利用目的に照らして，訂正の必要がないと認められる場合

(3) 訂正をすることが利用目的の達成に必要なでないことが明らかな場合

(例示)

過去の事実を記録することが利用目的であるものについて，現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合

3 保有個人情報の利用停止（第38条関係）

保有個人情報の利用停止請求があったときは，次の各号に掲げる場合を除き，当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行う。

(1) 適切な調査等を行ったにもかかわらず，事実関係が明らかにならず，利用停止請求に理由があると認められない場合

(2) 当該保有個人情報の利用停止をすることにより，当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(3) 利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との

比較衡量を行い、その結果公共の利益が優先すると認められる場合

附 則

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から実施する。